

令和3年度第2回国立市特別職職員報酬等審議会 会議録（要約）

日 時	令和3年12月23日（木） 午後7時から午後8時30分まで
場 所	国立市役所 北庁舎 第7会議室
出席委員	9名 長沼会長、大西委員、木島委員、喜連委員、佐伯委員、 杉田委員、只野委員、林委員、三上委員 ※五十音順
欠席委員	1名 田村委員
傍 聴	0名
事 務 局	5名 藤崎行政管理部長、平職員課長、 伊佐給与厚生係長、川上主任、宮澤主事
説明員	4名 葛原地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 （兼自宅療養支援室長） 加藤地域包括ケア推進担当課長 （兼自宅療養支援室主幹） 吉田健康増進課長 （兼自宅療養支援室主幹） 丸山健康増進課長補佐 （兼自宅療養支援室室長補佐）

次 第	1. 開会 2. 国立市産業医報酬について（審議） 3. 説明員紹介 4. 国立市在宅療養専門指導医の報酬額の設定について（審議） 5. 議事 ①配布資料説明 ②審議
-----	---

配布資料一覧

資料 6：国立市在宅療養専門指導医の報酬額の設定について

【会議録】

1. 開会
2. 議事

長沼会長による進行

国立市産業医報酬について審議したのち、国立市在宅療養専門指導医の報酬額の設定について審議

以下、会議録詳細

【長沼会長】 本日は、今年度二回目の特別職報酬等審議会になります。お手元に次第が用意されておりますが、今日は大きく分けて二つの案件がございます。最初に前回審議頂いた産業医の報酬額の審議です。その後に在宅療養専門指導医の報酬についての審議です。それでは最初に何か事務局の方から連絡事項はありますか。

(事務局より今後のスケジュール及び事務局保健師の紹介)

【長沼会長】 ありがとうございます。それでは、国立市産業医報酬についてです。まず、前回の会議を振り返りますと、諮問額についてはさほど異論はなく賛同いただけているかなと感じております。月額が7万5千円、時給単価に直すと2万5千円になります。この金額で答申へ進めていきたいと思いますが、現在の報酬額から引き上げることに、ご異議ありませんでしょうか。

(委員異議なし)

【長沼会長】 では、答申については事務局と私とで案文を調整検討し、年明けの審議会でお諮りできるようにしてまいります。また、本諮問について付帯すべき意見はありますか。

【喜連委員】 任期について言及した方が良いのではないかと考えています。職場における課題は時代とともに変わっていくため、その

時代の課題に精通した医師を任用できるようにすべきと思います。

【長沼会長】 事務局にお伺いしたいのですが、産業医の委嘱は毎年、行っているのでしょうか。

【事務局】 基本的には任用した年に任期を定めず委嘱しますので、毎年委嘱しているわけではありません。

【長沼会長】 一般的に非常勤特別職職員は任期があり、更新手続きが発生するものかと思うのですが、産業医は委嘱の更新手続きを定期的に行っていないということですか。

【事務局】 おっしゃる通りです。産業医以外にも医療職の非常勤特別職の方はおりますが、産業医と同様に任期を定めていないケースもあります。

【長沼会長】 そうしましたら、喜連委員のおっしゃった内容を含めて考えると、任期を定め、満了後に問題なければ再度委嘱を行うか、毎年委嘱していく、このどちらかが機敏に対応できるかと思いますが事務局はどうお考えですか。

【事務局】 任期を定めること自体は可能ではないかと思います。

【長沼会長】 わかりました。また、他の非常勤特別職で任期を定めている場合はありますか？

【事務局】 審議会の委員には任期があります。ただし、特定の職では任期を定めていない職もあります。

【喜連委員】 会計年度任用職員等は任用期間がありますが、非常勤特別職は必ずしも任期は必要無いのでしょうか？

【事務局】 法律で定められている職を除き、任期は必ず設定しなければならないものではありません。

【木島委員】 自動更新となる旨が委嘱状に記載されているということでしょうか。

【事務局】 任期自体が定められていないので、現状としてそのような文言は記載されているわけではありません。

【林委員】 ある程度期間を区切らないと、本人も辞めたい場合も言いづらいののではないかと思います。そのため、ある程度の期間を設定してその都度確認を取る方が事務局と産業医双方にとって良いのではないかと思います。

【木島委員】 今回長期間、報酬額が変更されなかったのは、同じ医師に長期間続けて頂いたことも要因のひとつかと思いますので、任期を設けてその都度見直すのが良いかと思います。

【長沼会長】 非常勤特別職の任期は2年がほとんどでしょうか。

【事務局】 はい、2年の任期が多いと思います。ただ、医療職等は決まっていない場合もあるため、今回、産業医の任期について設定することが適切かどうかについては検討しておりません。

【大西委員】 任期を設定するとして、交代時に次の医師の方を急に任用できない場合もあるかと思います。そのため、例えば、産業医の任用継続が難しくなった場合は、数カ月前に申し出をしていただくことがよろしいかと思います。

【長沼会長】 そうしましたら、任期のことは前回の審議で深く話し合われていないこともあるため、事務局でも整理してもらいましょう。

【木島委員】 先ほど喜連委員がおっしゃっていた、その時代に合った専門の先生を選ぶ点はとても重要だと思います。

【三上委員】 国立市は医師会へどのように産業医の就任依頼しているのでしょうか。任期を定める場合は、併せて依頼するようになりますか。

- 【事務局】 基本的には医師会へ産業医の推薦を依頼する形をとっており、仮に任期を設定することが適当であるとなった場合、推薦依頼時に、任期についても付け加えてお願いしていくことになると思います。
- 【長沼会長】 考えてみますと国立市は規模が小さいですから、依頼できる医師も限られていますし、全て我々の希望通りとはならないかもしれないです。その点も考慮する必要があります。
- 【事務局】 本審議会は報酬の額について審議することを目的としているため、報酬の額に全く関わりの無いものについて附帯意見として整理しにくいという面もありますが、報酬との関係からどのように整理できるかを含め、検討致します。
- 【杉田委員】 以前に審議した件でも似たような話がありましたが、制限をつけると、医師会へ依頼する際に融通が利かなくなることが考えられます。そのため、任期についてはあまり具体的に設定しない方がよろしいかと思えます。
- 【林委員】 産業医の方が取り扱う健康問題については、身体面と精神面ではあまりにも分野が違うように思うため、それぞれをまとめて対応することはかなり難しいと感じています。
- 【三上委員】 林委員と同意見です。医師を複数にすることや、メンタル的な問題も増えてきているので精神面の対応も強化すべきではないかと思うのですが、我々の所掌事項ではないという面もあるかと思えます。
- 【只野委員】 個人的には今後定期的に見直していただく必要はあると思っています。その際、今の任期の件についてもその見直し時に検討はできるかと思えますので、定期的に見直していただく程度に抑えておけば良いかなと考えております。
- 【長沼会長】 答申については金額に限定することしかできませんが、附帯意見についてはもう少し広い範囲で申し上げることは可能だと

考えます。ただ、現状としては先程も申し上げた通り国立市の医師会の規模や専門分野を限定する意見になるので要望したとしても実現でできるとは限らないのではないかと思います。

【大西委員】 医師会に要望を伝えることはできるかもしれないので、でき得ることはすべきと思います。

【長沼会長】 そうですね。この点も踏まえて文章の下案を考えていければと思います。

それでは産業医の問題についてはこんなところで宜しいでしょうか。文案については私と事務局で練り上げて参ります。

(委員異議なし)

【事務局】 そうしましたら説明員を交代させていただければと思います。

(説明員交代)

【長沼会長】 では、次の審議を始めていきたいと思います。まず、在宅療養専門指導医の報酬について説明をお願いします。

(説明員の紹介及び諮問内容について補足説明)

【長沼会長】 ありがとうございます。なかなかイメージが難しい新しい仕組みですし、前例が無く比較ができない案件かと思いますが、先進的な試みだと捉えることができます。具体的な働き方のイメージとして指導医がどのような役割をもっているか、その辺をもう少しお伝えいただけますでしょうか。

【説明員】 コロナ禍における第五波の対応としては、医師からパルスオキシメーターや医療用品等の確保量に対する指導・助言、在宅療養者から職員が相談を受けた際の記録を確認してもらい、相談時の対応が適切かどうかの指導・助言等を行っていただきました。

また、平時においては市が行っている在宅療養について指

導・助言をいただくようになっていただきます。個々の事業では医師が配置されているところもありますが、市全体において対応いただく役割を担っていただくよう依頼をしていきたいと思っております。

【長沼会長】 そうしますと、医療行政の根幹をコントロールしていく役割であるということでしょうか。

【説明員】 特に、在宅において、市が行う対応に対し指導・助言をいただく事をイメージしていただければと思っています。

【長沼会長】 時には保健師の方と往診に行くといったこともあるのでしょうか。

【説明員】 緊急時等に限られると思いますが、状況に応じてあり得ます。ただ、平時は診療所等の先生がいらっしゃいますので、基本的には想定をしております。

【長沼会長】 わかりました。この二年間起きている未曾有の問題は、今後もしも起こりうることでしょうし、行おうとしている国立市の取り組みも評価できると思うので、できればバックアップしていきたいと思えます。皆さんの方から何か意見はございますか。

【林委員】 今回のような感染症が発生した場合の活用については非常に大切で医師の設置はよいことだと思うのですが、平時の在宅療養に関するものについてはまだもう少し内容について考えていく必要があると思えます。かかりつけ医との関係も構築することも考えていかなければならない部分だと思えます。一括りには考えられないと思うため、平時の部分についてはもっと考えていく必要があると思えます。

【喜連委員】 まだ整理しきれていない部分があるのですが、在宅療養専門指導医は市の在宅医療支援部署に関する指導・助言をいただくため、かかりつけ医との関係性は重ならないということでしょうか。

【説明員】 かかりつけ医制度に関しては市としても大変推進している制度です。例えば、当支援室の保健師が医師から助言をいただく中でも、かかりつけ医についての確認がありました。そのため、相談者にかかりつけ医がいるのか、いたとしてかかりつけ医に動いていただけるのかを確認していきました。

また、今回、当支援室が相談させていただいた医師の方は、市内で働く医師とつながりを持っていらっしゃる方でしたので、医師と相談者のかかりつけ医と直接やりとりしていただいたケースもございました。ただ、8月については若者の感染者が多く、元々かかりつけ医がいらっしゃらないという方も多かったと思います。

これまでも、かかりつけ医の役割と重複するものではありませんでした。平時でもかかりつけ医を推進していく方針を踏まえた上での、在宅療養専門指導医の設置となります。現在、高齢者が長い間、在宅で過ごせるようかかりつけ医制度を推進しているのですが、今後は、年齢に関わらず在宅医療ができるように助言頂くことを想定しています。

【大西委員】 在宅療養専門指導医の方は何名を予定しているのでしょうか。

【説明員】 調整中の話になりますが、市長と相談している中では3名以内で配置を予定しております。任期については、基本的には3年程度を想定しており、医師会には最大限の配慮をしながら、市長の委嘱に基づき配置をできるよう、要綱の整備を進めております。

【大西委員】 資料を見ると、市からの依頼と書いてありますが、在宅療養支援室が指導医とコンタクトを取るといえるのでしょうか。

【説明員】 現在はそのような想定ですが、在宅療養支援室の解散後は高齢者支援課に引き継ぐことを想定しております。

【只野委員】 実際の働き方については、一日庁舎に出向いていただくのではなく、相談があったらその都度、電話等も含めて医師に対応していただくのでしょうか？

【説明員】 その点は、配置した先生と具体的に打ち合わせを予定しています。そのため、現段階では、詳細を調整しきれておりませんが、軌道に乗ってくれば1時間から2時間程度、必要に応じて来ていただくことを考えております。

【只野委員】 わかりました。

【長沼会長】 かかりつけ医とある程度、棲み分けができています。日頃からかかりつけ医がいる方はよいのですが、かかりつけ医がない比較的若い方が問題になるかと思いますが、指導医の設置はそういった課題もカバーできるという理解でよろしいですか。

【説明員】 はい。市がかかりつけ医制度について推進していくにあたって、同じ医師として後押しをしていただくことを想定しております。しかし、その中で、セルフネグレクトといった、かかりつけ医を推奨すべき方なのに、かかりつけ医を希望しない市民への対応も行っていただきたく思っております。

【佐伯委員】 8月から自宅療養支援室が稼働しているとのことでしたが、今まで報酬は支払っていましたか。

【説明員】 今1名の先生に対応いただいておりますが、日常的に市役所にお越しいただくケースが多いこともあり、指導をいただいております。報酬については現在、先生から辞退するとのことをお言葉をいただき、無償となっております。頻繁にご来庁いただいたわけではなく、8月から現在までの期間で計9回市役所にお越しいただきました。指導時間は短い時で30分、長くて1時間30分程度でした。

また、在宅療養専門指導医への報酬の話とは別になりますが、相談者から支援室に連絡があった場合、必要に応じて医師会に所属する発熱外来の先生から相談者にコンタクトを取ってもらっています。東京都は、24時間体制の発熱外来を受け持つ病院としか契約を行っていませんが、国立市では個人診療所が多く、到底そのようなことができません。そのため、9時から5時の間でご対応いただいた場合、市が東京都と同じ単価を支

払うということで委託契約を結んでいます。

その単価は診療報酬とは別になり、例えば往診を平日行った際の報酬は15,259円、夜間休日時は18,779円、電話・タブレットでの対応における報酬は平日5,359円、夜間休日が6,679円という1回当たりにおける単価委託契約を医師会と行いました。これは東京都医師会と契約を結んだ単価と同額でございます。

【喜連委員】 資料6の4(3)にある「市からの依頼」には、該当する在宅療養者の所へ診療に行ってほしいという依頼も含まれますか。また、電話相談も依頼内容に入りますか。

【説明員】 状況によりますが、ご質問における在宅療養者への対応については、基本的にかかりつけ医や医師会の先生にやっていただくこととなります。相談者のもとに伺うケースは、今回の新型コロナウイルス感染症のように医療機関がひっ迫する災害的状況を想定しております。「市からの依頼」とは「そのような災害的状況時に、往診や電話での対応を行っていただくよう市から依頼する」といった意味の表記でございます。

【長沼会長】 指導医もどこかの職場に勤務する医師であったり開業医だったりするかと思います。災害時には主として働いている場所から動けない場合があると思いますが、その場合はどうするのでしょうか。

【説明員】 おっしゃるケースは全く無い話ではないと思っております。8月にも同様の状況が発生しまして、その際は他の先生に来ていただいて対応していただいたということもありました。配置する医師の人数については、医療機関の体制も考慮し、進めて参りたいと思っております。

【喜連委員】 市から依頼する際は、指導医の方に来庁いただくのでしょうか。文章や電話だけで相談することはありますか。

【説明員】 来庁いただくことを主に想定しておりますが、緊急性の無い場合おっしゃる通り電話のみで対応いただく事もあるかと思ひ

ます。

【大西委員】 依頼したことにより指導医としての業務が発生した場合には対応の方法に関わらず、実績簿等で管理し、報酬を支払うという認識でよろしいでしょうか。

【説明員】 おっしゃる通りです。詳細は検討しきれておりませんが、短時間でも業務が発生した場合は、その分の報酬を支払する予定でおります。

【杉田委員】 この件に関して、議会に諮ったのでしょうか。

【説明員】 医師の配置については要綱で制定するため、現時点では内部での取り扱いとなります。議会に諮るのは、本審議会で答申を頂いたのち令和4年3月に報酬額について審議いただくことを予定しております。

【喜連委員】 働き方の性質を考えると、定額払いがよろしいのではないのでしょうか。短時間でも日を重ねると高額になってしまうことが懸念となります。

【説明員】 日額設定としているのは、類似例に挙げている介護保険認定審査会を参考としているためです。

予算措置に当たっては、自宅療養支援室の実績を加味していること、落ち着いている状況も勘案していこうと考えています。

また、このような状況が発生して予算が足りなくなった場合については、年度途中で補正予算という対応も検討しております。

【長沼会長】 定額に移すためには、導入後の支払実績が確認できないと金額を示しにくいかと思えます。数年の施行後、定額に移行することも検討していく筋道なのかなと思えます。

【杉田委員】 おっしゃる通り、初めての試みでは、勤務時間を想定しにいたため、日額がよろしいかと思えます。

【大西委員】 介護保険認定審査会のような性質を持つ他市の例でも、国立

市と同様に一日あたりの単価設定ですか。

【説明員】 その通りです。

【木島委員】 新型コロナウイルス感染症の状況下における指導医の勤務については実績により分かりましたが、今後収束した後の在宅医療に関して依頼していく回数についてはどうお考えでしょうか。

【説明員】 現段階の情報では非常に判断が難しい所です。第五波の時は2か月に9回来庁いただいた実績があるものの、今は0回というような状況です。現在は月に1回程度来ていただく想定で予算要求をしていきたいと考えております。4・5月についてはそのすり合わせがあるので、月2回程度で3人分の単価を踏まえた予算措置の要求をしていきたいと思いますが、実績の部分については見込むことが難しいため、増加時に柔軟に予算措置対応できるようにしていきたいと思っております。

【長沼会長】 他に何か意見や異論のある方はいますでしょうか。特段無ければ、本日の議論を踏まえて、次回の審議会までに在宅療養専門指導医報酬の答申案の作成を進めていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【事務局】 答申案の作成については、1月下旬くらいまでお時間いただければご準備できるかと思っております。

【長沼会長】 では、次回の審議会は1月下旬頃の開催でよろしいでしょうか。

(委員異議なし)

【長沼会長】 わかりました。本日議論すべき内容については検討できたと思います。事務局から何かございますか。

【事務局】 次回の報酬審議会については、日程が決まり次第、ご連絡させていただきます。また、第1回の審議会の議事録を送付させ

ていただきましたが、場合によっては郵送の方は今日到着しております。ご確認いただきまして不備等ございましたら連絡いただければと思います。

【長沼会長】 では以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。